

第 号  
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市墓地（納骨堂・火葬場）経営（変更）許可事前協議済書

年 月 日付けで事前協議の申出があった墓地等の計画については、野田市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条の3から第5条の6まで及び第6条から第12条までの規定に適合していると認められたので、野田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

- 1 経営しようとする者の名称及び代表者氏名
- 2 経営しようとする者の事務所の所在地
- 3 協議の区分 経営許可 変更許可
- 4 墓地等の名称
- 5 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 6 区画数・収蔵数
- 7 本事前協議済書の有効期限 年 月 日まで

注

- (1) この事前協議済書は、墓地等の経営（変更）許可書ではありません。
- (2) この事前協議は、野田市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に基づくものであり、他の法令が適用される場合は、所轄機関において別途許可等を受ける手続が必要です。
- (3) この事前協議済書の有効期限内に、墓地等経営（変更）許可申請がなされない場合は、この事前協議済書の効力は失効します。
- (4) 現時点において条例等に適合していると認められるものであっても、墓地等経営（変更）許可申請までに関係法令等の改正により適合しなくなった場合は、許可を与えないことがあります。